

6 福薬業発第 4 6 5 号
令和 7 年 2 月 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

麻薬取扱者の業務を行う役員の変更について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

法人又は団体である麻薬小売業者及び麻薬卸売業者が、その業務を行う役員を変更した場合については、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 1 条の 4 に基づく役員変更届の提出に当たって、役員変更届に麻薬業務所一覧を別紙として添付することで、同一法人開設者の場合、事業所ごとの提出は不要としています。県内の複数の業務所分をまとめた一括の変更届の提出と、併せて役員変更届様式の改正（令和 6 年 1 2 月 1 2 日）について、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

公印省略

6 薬 第 3 0 7 9 号
令和 7 年 2 月 4 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(麻薬係)

麻薬取扱者の業務を行う役員の変更について（通知）

本県の医療用麻薬の適正使用の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、法人又は団体である麻薬小売業者及び麻薬卸売業者が、その業務を行う役員を変更した場合については、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第1条の4に基づく役員変更届を当課へ提出していただいているところです。

また、提出に当たって、役員変更届に麻薬業務所一覧を別紙として添付することで、同一法人開設者の場合、事業所ごとの提出は不要としています。

今般、別紙・業務所一覧の参考様式を作成し、ホームページに公開しました。

つきましては、貴会会員に対して、別紙を活用し県内の複数の業務所分をまとめた一括の変更届の提出について、周知していただきますようお願いいたします。

併せて、役員変更届様式は令和6年12月12日に改正されておりますので、改正後様式の使用についても周知いただきますようお願いいたします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る責任役員を変更した場合については、従前どおり業務所を管轄する保健所が提出先となりますので御留意ください。

麻薬（卸売業・小売業）者役員変更届

免許の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬 業務所	所在地			
	名称			
変更年月日		年 月 日		
変更前				
変更後				
変更後の業務 を行う役員 の欠格条項	(1)	法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令 又はこれに基づく処分に違反した こと。		
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第2条第6号に規定 する暴力団員又は同号に規定する 暴力団員であったこと。		
備考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人又は団体の主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人又は団体の名称）</p> <p>福岡県知事 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を、(4)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

【別紙】

麻薬（卸売業・小売業）者役員変更届 業務所一覧

（複数の麻薬業務所の役員変更を一括して届出する場合）

	免許証の番号	免許年月日	麻薬業務所 所在地	麻薬業務所 名称
例	第123456号	令和7年1月1日	福岡市博多区東公園7-7	●●薬局県庁店
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				